

## 個人住民税の特別徴収 Q&A

**Q1 今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ、いまさら特別徴収をしないといけないのですか。従業員も少なく、特別徴収事務をする余裕もないのですが。**

地方税法第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業主は、個人住民税の特別徴収義務者として包括的に指定され、給与所得者（従業員）の個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

**Q2 新たに特別徴収により納税をするためには、どんな手続きをすればいいのですか？**

毎年 1 月 31 日までに提出することになっている給与支払報告書において、総括表か給与支払報告書に「特別徴収」と分かるように記載してください。

5 月中に各市町村から特別徴収税額の通知があります。

年度の途中から切り替える場合は各市町村の住民税担当課に随時連絡してください。

**Q3 今から特別徴収に切り替えるとなれば、手間もかかります。これをすることで何かメリットはあるのですか。**

住民税の特別徴収は、所得税のように税額計算をする必要はありません。

税額計算は給与支払報告書等に基づいて市町村で行い、従業員ごとの住民税額を通知しますので、その税額を毎月の給与から徴収（天引き）し、合計額を翌月の 10 日までに、金融機関を通じて各市町村に納めていただくこととなります。

また、特別徴収をすると、従業員一人ひとりがわざわざ金融機関へ納税に出向く手間を省くことができます。さらに、普通徴収の納期が原則として年 4 回であるのに対し、特別徴収は年 12 回なので従業員の 1 回あたりの負担が少なくてすみます。

**Q4 特別徴収を実施した場合、どのような事務が増えますか？**

- (1) 市町村から通知のあった各従業員の住民税額を毎月の給料から差し引いて、合計額を翌月の 10 日までに金融機関を通じて各市町村に納めていただくこととなります。
- (2) 退職者（休職者）等の異動者が発生した場合、給与所得者異動報告書を翌月の 10 日までに市町村に提出し、普通徴収に切り替える等の措置が必要となります。

**Q5 特別徴収の対象となる「給与所得者」とはどのような人ですか？従業員（パート・アルバイトを含む）であれば、全員特別徴収をする必要はありますか？**

前年中に給与の支払いを受けており、4 月 1 日の現況において給与の支払いを受けている方は、特別徴収の方法によって徴収しなければならないこととされており、事業主（給与

支払者)や給与所得者(従業員)の意思で、特別徴収をするかどうか選択することはできません。したがって、パート・アルバイト等の従業員の方であってもこの要件に当てはまる場合は特別徴収をすることになります。

---